

## ⇩ 中小企業税制の改正

**Q** : 今年度の税制改正で中小企業に関係ありそうなものがありましたら教えてください。

**A** : 主なものには、次のようなものがあります。

### 【解説】

今年度の税制改正で中小企業に関係があるもののうち主なものには、次のようなものがあります。

#### ① 交際費の限度が明確に

平成18年4月から20年3月までに開始する事業年度では、交際費のうち1人当たり5,000円以下の飲食費は、損金算入することができるようになります。

#### ② 少額減価償却資産の取扱い

その事業年度に取得した少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合は、その超える部分にかかる減価償却資産を対象から除外した上、平成18年4月から20年3月までの間に取得する減価償却資産について適用されます。

#### ③ 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業等が一定の機械等を取得して事業の用に供した場合には、取得価額の7%の税額控除又は、取得価額の30%の特別償却との選択適用ができる制度の対象設備に、一定のソフトウェア及びデジタル複合機を追加するとともに電子計算機以外の器具備品を除外したうえ、2年間延長とされます。

